け述べたにすぎない。もちろんその背後に，今回の事故や新たな事故が起これば，直接被害を受ける各国民衆の反対運動の激しい燃え上がりがあることは言うまでもない。

先のＴＭＩ事故によって世界の原発建設計画は大きく後退したが，さらに今回のチェルノブイリ原発の事故によって，全面的廃止への流れは決定的なものとなった。

しかし，このような全世界の潮流にひとり逆らって，日本の政府はこれまでのところ今後の原発政策の変更について，なんらの態度も明らかにしていないばかりか，事故の衝撃が世界中を駈けめぐっている最中であるさる５月２１日，原発廃棄物のたれ流しにつながる「原子炉等規制法改正案」を国会で通過させた。また，５月２６日には，本件伊方原発１号炉の直近に３号炉の設置することを被上告人が許可した。まさに，火事場泥棒的卑劣さと言わなければならない。

事故はどのような対策を講じていても，思わぬ事象を契機として以外な経過を辿って大事故に発展するものであることは，これまでの数多くの事例が示す教訓である。上告人らがこれまで指摘してきた，本件原発の工学的な欠陥や，安全確保技術の無効による事故はもとより，世界一の地震国日本で，伊方をはじめ原発設置場所近辺に大地震が起こるおそれは常にきわめて高い。原発はまだどこでも幸いに大地震の試練を一度も受けていないのである。

一旦，大事故が起これば，とり返しのつかない大惨事をもたらすことが必至な存在である原発は，それを設置すること自体が違憲・違法であるというのが上告人らの主張の根本であり，チェルノブイリ原発事故は，その主張の正しさを実証したのである。

アメリカ，ソ連の次は日本だと言う声が大きな警告として世界中で叫ばれている。チェルノブイリ原発事故を目の当りにして，もはや一刻の怠慢も許されない。最高裁判所がただちに口頭弁論を開き，「原判決を破棄し，本件許可処分を取消す」との判決をすることを，上告人らは強く求めるものである。

海を越えた大分市にも

「伊方原発に反対する会」誕生

既報のように，３号炉の設置許可に対する異議申立には，四国，中国，九州の人たちも参加したが，伊方原発から６０キロしか離れていない大分市で，市民有志が「伊方原発に反対する会」を結成した。これらの人たちは異議申立には参加していないが，８月３１日，その代表１５人は伊方町を訪れ，広野さん宅で伊方の人たちと運動の進め方を話合った。

会計報告（'86. 8/3～9/5）

収　入	
会　費	３２,０００
ニュース購読料	９８,２５０
カンパ	2,０００
コピー代金	１０,７００
計	１４２,９５０
支　出	
ニュース印刷費	３１,０００
振替手数料	９１０
郵送料	１０,５６０
資料費	2,４００
ゼロックス・リース料	１４,３００
計	５９,１７０
差　引	８３,７８０
積立金合計	６０２,８７８

伊方訴訟ニュース

第157号

1986年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４-９-15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎06-363-2112 口座 大阪3-48780

チェルノブイリ原発事故報告

世界初の商業用原子炉暴走事故のすさまじさ

さる８月２５日から４日間，オーストリアのウィーンで，国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の専門家会議が開かれた。席上，ソ連代表は商業用原子炉としては世界で初めての原子炉暴走事故のすさまじさを明らかにした。

原子炉暴走事故は，「冷却材喪失事故」（ＬＯＣＡ）と違って，異常に気付いてから放射能が環境に流出してくるまで，チェルノブイリ事故の場合のように，わずか数秒程度である。したがって，周辺住民の頭上にふり注ぐ放射能も，短寿命のものも含んだ“ホット”なものとなるし，もちろん，避難する間もない。

チェルノブイリ事故では，わずか１秒足らずの間に，原子炉の出力は通常の５００倍にも急増し，そのエネルギーで急激に発生した水蒸気が爆発した。その爆発力は公表されていないが，ＴＮＴ火薬にして５００キログラム以上であろう。その爆発で，原子炉まわりの厚い囲いも吹きとび，炉心燃料の４％（約７トン）ほどが，炉心構造物とともに，赤熱状態で夜空に花火のように打ち上げられた。そして，やがてそれらが落下し，原発敷地内３０ヶ所で火災が発生。それを必死で消し止めた消防士の中から，公表されたものだけでも３０名近くが放射線死した。そして，周辺３０キロの範囲から避難した１３万５千人の中から，こんご約２００人ほどがガン死すると，ソ連報告さえ認めている。

絶対起こらないはずの暴走事故の，あまりのすさまじさに，各国の推進派も驚天した。そして苦しまぎれに「無茶な規則違反とミス」で逃げようとしている。しかし宣伝されている「ミス」も，スリーマイル島事故の場合と同様に，起こるべくして起こったものであることが，だんだんと判明してきており，結局は，「そんなことは起こるはずがない」との原子力関係者の思い上りが，真の原因であったことが証明されることであろう。

そもそも，人間のミスなど寄せつけないと聞かされていた一般の人たちは，専門家が声高に，「ミスだ，ミスだ」と叫ぶほど，原発への信頼を失っていく。だからＩＡＥＡの事務局長は，「原子力を選択した道は，もはや引き返せない地点に来てしまっている」と，ヤクザまがいの脅し文句を並べているのであろう。

しかし，日本の１００倍以上もの“死の灰”に襲われたヨーロッパを中心に，「脱原子力」の道を求める世界的な運動は，ソ連の報告書に対する推進派の苦悩を尻目に，ますます高まっていくことであろう。

上告理由補充書

（前号の続き，最終回）

五．チェルノブイリ原発事故によって，本件原子炉許可処分の違法，原判決が破棄されるべきものであることがさらに明らかになった。

1. 安全審査における立地審査の意義

原子炉等規制法２４条第１項４号の「災害の防止上支障がないものであること」という条件を，許可申請にかかる原子炉が満足しているか否かを判断する基準として，「原子炉立地条件審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（以下「立地審査指針」と略す）」や，「軽水炉についての安全設計審査指針」など，いくつかの「めやす」や「指針」が定められている。

「立地審査指針」は，原子炉設置場所が，「その安全防護施設との関連において，十分公衆から離れている」ことを要求している。これは，前記の「安全設計審査指針」等で，原子炉の工学的な面から安全性をチェックするのと並んで，原子炉を一般公衆から十分な隔離をはかることによって，万一の事故の場合でも公衆の安全を確保するためである。

「立地審査指針」の定めるところでは，原子炉の周辺に一定の広さの「非居住区域」をつくり，その外側の原子炉から「ある距離」の範囲は「低人口地帯」でなければならず，さらに原子炉はその外側の人口密集地帯から「ある距離」だけ離れていなければならないとされている。

この離隔のための「ある距離」を算定するため，「立地審査指針」は原子炉の「重大事故」，「仮想事故」を想定し，そのおのおの場合に放出されることが計算される放射性物質による被曝線量が一定の価以下でなければならないとしている（「原子炉立地審査指針を適用する際に必要な判断のめやす」参照）。

ここにいう「重大事故」とは，「技術的見地からみて，最悪の場合には起るかも知れないと考えられる重大な事故」。「仮想事故」とは，「更に重大事故を超えるような，技術的見地から考えられない事故」のことであるとそれぞれ定義されている。

2. 伊方の立地審査と災害評価の誤り

本件伊方の安全審査では，「重大事故」，「仮想事故」のいずれの場合も，「一次冷却材喪失事故」，「蒸気発生器細管破損事故」を想定し，その際放出があるとされる放射性物質による敷地境界線での被曝線量や，全身被曝の積算値で，「非居住区域」の範囲や，原子炉と「低人口地帯」，「人口密集地帯」との離隔が適正か否かを判断し，立地審査に適合したとの判断が与えられている。

右の仮想定事故のうち，もっとも放出放射性物質の量が多いとされるのは，「仮想事故」の「一次冷却喪失事故による燃料溶融事故」の場合であり，ヨウ素が約944キュリー，希ガス約164,500キュリーであると推計されている。

しかし，この推計量は，一次的冷却材喪失事故で「安全注入設備の炉心の冷却効果を無視して炉心内の全燃料が溶融した」場合におこる現実の事態を考えると余りにも過小であり，事故の必然的経過を意図的に無視した計算結果といわざるを得ない。

炉心の大規模溶融があれば，水素爆発等による格納容器の破壊や，いわゆる「チャイナシンドローム」現象による推計量とは桁違いの放射性物質の大量放出をその結果として想定しなければならない。

被上告人の過小想定は安全審査時までは原発に大事故が起こっていなかったという事実によりかかり，「立地審査指針」どおり計算すれば，広大な敷地が必要なだけではなく，周辺地域との関係で原子炉設計が不可能となるので，意図的に立地審査指針の解釈をねじ曲げたのであった。

上告人らはもちろんこれに対し，一審以来このような災害評価は，「立地審査指針」を故意に無視・歪曲したものであり，これによる原子炉設置許可処分は，明白に「原子炉等規制法２４条１項４号」に違反するものであるとして，許可処分の取消を求める重大な理由の一つとしてきた。

しかし，原判決はこの点について，

「立地審査指針制定者の解釈では，仮想事故としての一次冷却材喪失事故の場合には，炉心溶融に至ることまでの想定はしているが，更に，格納容器その他の原子炉の安全防護施設がすべて健全性を失う事態までは想定事故の内容，経過として予定しておらず，従来の原子炉設置許可処分に際しての立地審査においても，右立地審査指針制定者の解釈によることが定着したものと認められる。そこで立地審査指針の目的から右の解釈ないし審査実務の妥当性を按ずるに，立地審査指針は原子炉の危険性に鑑み，原子炉と周辺環境との間に適切な離隔を置くこととし，右適切な離隔をおくために想定事故という手法をとっているのであるから，想定事故の内容，経過等については原子炉における事故発生の可能性とその規模，安全防護施設の機能等を総合して慎重に検討して決めるべきことであると解され，原告ら主張の如く，想定事故の内容，経過等として安全防護施設の機能を無視した場合には事故はどのような結果になるか，又は，炉心が溶融した場合にはどのような事態に立ち至るかを推論し，その結果生ずるであろう災害の評価をし，これによって原子炉の立地条件の可否を決めることを立地審査指針が予定しているものとは解されない。」

と判示して上告人らの主張を却けたのであった。

3. ＴＭＩ事故は原判決の誤りを明らかにした。

１９７９年３月２８日，アメリカのペンシルヴェニア州スリーマイル島原発２号炉で一次的冷却材喪失，炉心溶融の大事故が発生した（以下ＴＭＩ事故と略す）。

このときは，燃料の約７割が溶融・崩壊したが，格納容器はその寸前で破壊を免れた。しかしそれでも，伊方の仮想事故の計算の十数倍にあたる１７０万乃至１９０万キュリーの放射性希ガスの放出があったことを公式機関でさえ発表したのである。

ＴＭＩ事故は，一次冷却材喪失による炉心溶融事故は現実に起こるものであり，格納容器が保全されていても伊方の仮想事故と桁違いに上まわる放出があったのであるが，災害評価は格納容器の破壊も含めて，事故の必然的経過に伴う大量の放射性物質の放出を前提としてなされなければ無意味であるという，これまでの上告人らの主張の正しさを実証し，一審判決の誤りを決定的に明らかにしたのであった。

それにもかかわらず，原判決はＴＭＩ事故が明示するこのような事実を無視し，前掲の第一審判決の判示をそのま引用して，上告人

らの控訴を棄却した。

しかし，このような原判決の「立地審査指針」の解釈は，「公衆の安全」よりも「原発設置」を優先する，政治的な「御用解釈」であり，とうてい許されるものではない（この点については，上告理由書第４，７，「災害評価」参照）。

4. チェルノブイリ原発事故によって原判決が破棄され，本件許可処分が取消されるべきことが，さらに明らかとなった。

今回のチェルノブイリ原発事故では，炉心のほとんどが溶融し，外界へ放出された放射性物質は６億キュリー以上に及んだことは既述のとおりであり，原発周辺はもとより国境を越えて全世界的規模で深刻な災害をもたらしたが，これが原発大事故の現実の姿である。

この事故によって，すでに発電所から半径３０キロメートルの範囲の土地は放射能の被害のために無人化させられたと報じられており，無人化の範囲はさらに拡大されようとしている。

もし，本件伊方炉でチェルノブイリ級の原子炉事故が起こったらと考えると，その恐怖は言うべき言葉もない。伊方も含めて，日本の原発は諸外国に比べて敷地面積が狭小であり，周辺の人口密度が高く，人口密集地帯が原発に近いので，原子炉事故が発生した場合の被害や影響は，とうていソ連の比ではない。

本件安全審査に用いられた「立地審査指針」では，原子炉周辺に設けるべき「非居住区域」の範囲をきめる「めやす線量」として，２５レムという値を採用している。上告人らは，この値が不当に高いものであることをすでに論証してきたが，この不当な「めやす線量」をもってしても，伊方炉でチェルノブイリ級の事故の発生を想定すれば，「非居住区域」は図に示すように，半径３０キロメートルの範囲をとらなければならない。

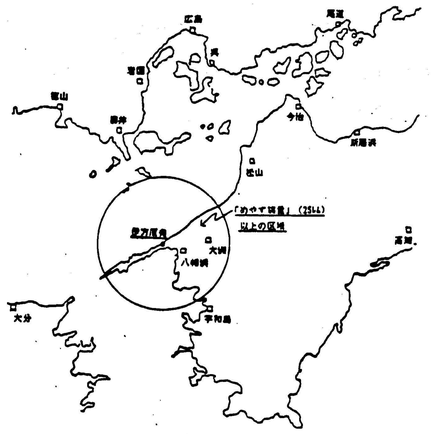

その中には八幡浜市や大洲市をはじめ三崎半島全体，その他の南予地域を大きく取込まなければならない。「立地審査指針」どおり「非居住区域」をとるとすれば，これらの範囲は人が住んではならないことを示している。

しかるに本件安全審査では，「非居住区域」はもちろん，その外側に設けるべき「低人口地帯」でさえ，半径約0.7キロの伊方発電所敷地内に納まると認定されている。本件安全審査の「想定事故」における「災害評価」がいかに現実離れをし，いかに「立地審査指針」の解釈が意図的にねじ曲げられているかはここにおいて決定的に明らかと言わなければならない。これでは事故が起きた場合には，上告人ら周辺住民は死ねということにほかならないのである。

なお，すでに述べたように，今回のチェルノブイリ原発事故では，その原因として「一次的冷却材喪失事故説」のほかに，制御棒による原子炉スクラム不能（失敗）による「暴走事故説」も伝えられている。「暴走事故」はPWRにおける「圧力容器破損」などと同様に安全対策がない。

上告人らはこれらの事故も，「立地審査指針」において評価の対象としなければ「公衆の安全を確保する」ことができないと主張してきたが，チェルノブイリ原発事故はこの点でも，これまでの上告人らの主張の正しさを証明したのである。

以上述べたように，今回のチェルノブイリ原発事故はTMI事故に続いて，さらに明確に原判決に，「立地審査指針」ひいては「原子炉設置の位置，構造及び設備核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。），核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物質を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」を許可の条件とした，「原子炉規制法２４条１項４号」の解釈適用の誤り，判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背が存することを実証したのである。

六．おわりに

チェルノブイリ原発の事故は，あらためて原子力発電技術の本質的危険性とその欠陥，事故による災害の深刻さを全世界の人々に明らかにし，はかり知れない恐怖を与えた。それが７年前のTMI事故のあと，あらゆる国の推進派の人々の「反省」にもかかわらず再び起こった大惨事であるだけに事は一層重大である。

この事故は世界の人々に大きな衝撃を与え，事故の本質を真剣に受け止めた国々ですでに原発の運転停止や建設計画の打ち切り等の具体的措置がとられている。

オーストリア政府は現存する唯一の原発である封鎖中のツベテンドルフ原発を解体することをいちはやく発表した。オランダ政府は今後計画されている二基の原子炉の建設を断念し，原発政策を抜本的に見直すことを決定した。

スウェーデンでは１９８０年に国民投票が行われ，その結果を受けて，２０１０年までに現在ある１２基の原発を段階的に解体廃止するという政策が決定されたが，最近に至り，この決定を見直すべきだという意見が一部から出され論議を呼んでいた。しかし，チェルノブイリ原発事故は，このような原発延命派の命脈を断ったのである。

西ドイツでも国民の８３パーセントが原発反対の意見であることが「シュピーゲル誌」の世論調査で発表され，コール首相を党首とする連立与党の自民党（FDP）までもが政策を変更し，原発を当面のつなぎのエネルギーとして位置づけ，いづれは廃止すべきとして，現に建設中の二つの原発の建設計画の再検討を求める決議を採択した。また，バイエルン州政府は１２日，１９７４年完成したニーダーアイヒバッハ原子力発電施設の解体を発表した。

フイリピン政府はすでにほとんどの工事が終わっている原子炉を解体廃棄するとの決定をした。ブラジルの裁判所では，チェルノブイリ原発事故が表面化して以来，「効果的な避難計画を含む安全計画を住民に明らかにするまでは操業を中止せよ」との命令を下し，同国で唯一稼動中のアングラー１号炉原発の運転が中止された。

以上はいずれも今回の事故が，各国政府の原子力政策に及ぼした具体的影響についてだ